

帝國國策遂行要領

昭和十六年十一月一日
大本營政府連絡會議決定

一 帝國ハ現下ノ危局ヲ打開シテ自存自衛ヲ完ウシ大東亞ノ新秩序ヲ建設スル爲此ノ際對米英蘭戰爭ヲ決意シ左記措置ヲ採ル

(一) 武力發動ノ時機ヲ十二月初頭ト定メ陸海軍ハ作戰準備ヲ完整ス

(二) 對米交渉ハ別紙要領ニ依リ之ヲ行フ

(三) 獨伊トノ提携強化ヲ図ル

(四) 武力發動ノ直前泰トノ間ニ軍事的緊密關係ヲ樹立ス

二 對米交渉力十二月一日午前零時迄ニ成功セハ武力發動ヲ中止ス

0093

別紙

対米交渉要領

対米交渉ハ従来懸案トナレル重要事項ノ表現方式ヲ緩和修正スル別記
甲案或ハ別記乙案ノ如キ局地的緩和案ヲ以テ交渉ニ臨ミ之カ妥結ヲ計
ルモノトス

0094

甲 案

日米交渉懸案中最重要ナル事項ハ(一)支那及佛印ニ於ケル駐兵及撤兵問題(二)支那ニ於ケル通商無差別問題(三)三国条約ノ解釈及履行問題及(四)原則問題ナル処之等諸項ニ付テハ左記ノ程度ニ之ヲ緩和ス

記

(一)支那ニ於ケル駐兵及撤兵問題

本件ニ付テハ米國側ハ駐兵ノ理由ハ暫ク之ヲ別トシ(1)不確定期間ノ兵ヲ重視シ(2)平和解決条件中ニ之ヲ包含セシムルコトニ異議ヲ有シ(3)撤兵ニ関シ更ニ明確ナル意思表示ヲ要望シ機ルニ鑑ミ次ノ諸案程度ニ緩和ス

日支事変ノ為支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ北支及蒙疆ノ一定地域及海南島ニ関シテハ日支間平和成立後所要期間駐屯スヘク爾余ノ軍隊ハ平和成立ト同時ニ日支間ニ別ニ定メラルル所ニ從ヒ撤去ヲ開始シ二年以内ニ之ヲ完了スヘシ

(註)所要期間ニ付米側ヨリ質問アリタル場合ハ概ネ二十五年ヲ

0095

目途トスルモノナル旨ヲ以テ応酬スルモノトス

(一) 佛印ニ於ケル駐兵及撤兵

本件ニ付テハ米側ハ日本ハ佛印ニ対シ領土的野心ヲ有シ且近接地方ニ対スル武力進出ノ基地タラシメントスルモノナリトノ危惧ノ念ヲ有スト認メラルルヲ以テ次ノ案程度ニ緩和ス

日本国政府ハ佛領印度支那ノ領土主権ヲ尊重ス、現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本国軍隊ハ支那事変ニシテ解決スルカ又ハ公正ナル極東平和ノ確立スルニ於テハ直ニ之ヲ撤去スヘシ

(二) 支那ニ於ケル通商無差別待遇問題

本件ニ付テハ既提出ノ九月二十五日案ニテ到底妥結ノ見込無キ場合ニハ次ノ案ヲ以テ対処セルモノトス

日本国政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス

(三) 三国条約ノ解釈及履行問題

本件ニ付テハ我方トシテハ自衛権ノ解釈ヲ濫ニ擴大スル意図ナキコ

0096

トヲ更ニ明瞭ニスルト共ニ三国条約ノ解釈及履行ニ關シテハ我方ハ從來屢々説明セル如ク日本国政府ノ自ラ決定スル所ニ依リテ行動スル次才ニシテ此点ハ既ニ米國側ノ了承ヲ得タルモノナリト思考スル旨ヲ以テ応酬ス

(五) 米側ノ所謂四原則ニ付テハ之ヲ日米間ノ正式妥結事項へ了解案タルト又ハ其他ノ声明タルトヲ問ハス一中ニ包含セシムルコトハ極力回避ス

乙 案

一、日米兩國ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ約スヘシ

二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其ノ必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スヘシ

三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資金凍結前ノ状態ニ復帰セシムヘシ

0097

米國ハ所要ノ石油ノ対日供給ヲ約スヘシ

四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ関スル努力ニ支障ヲ与フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ

備考

一、必要ニ応シ本取極成立セハ南部佛印駐屯中ノ日本軍ハ佛國政府ノ諒解ヲ得テ北部佛印ニ移駐スルノ用意アルコト並支那事變解決スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立ノ上ハ前記日本國軍隊ヲ佛印ヨリ撤退スヘキコトヲ約束シ差支無シ

二、尙必要ニ応シテハ從來ノ提案(最後案)中ニアリタル通商無差別待遇ニ関スル規定及三國條約ノ解釈及履行ニ関スル規定ヲ追加挿入スルモトス